(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設 整備・運営事業

入札説明書等に対する質問への回答(第2回)

平成29年8月3日 埼玉西部環境保全組合

■入札説明書に対する質問への回答

	V U	ハロン1日	ヨー・		H) */ E1		
No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
1	9	IV	3	(11)	提案書に	「ヒアリングを実施する場合がある。」と	提出された提案書に対し、委員会にてヒア
						記載されておりますが、ヒアリング実施上	
					アリング	の構成としては、どのようにお考えでしょ	ヒアリング実施要領及び構成等の詳細につ
							いては、提案書提出後に応募者へ連絡しま
						事前に確認事項等はご連絡頂けるのでしょ	す。
						うか。また、プレゼンテーションの用意を	その際にプレゼンテーションの有無につい
						する必要があるのでしょうか。	ても連絡します。
						ご教示願います。	

■要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問への回答

)に対する質問への回答	
No. 2					項目名	質問内容 「・・当該廃棄物の処理の状況に関する確 搬入廃	質問内容への回答
2					動線計画	・・ヨ該廃棄物の処理の状况に関する確 版入廃 を行える設備一式を整備すること。」と の記載に対し、「入札説明書等に対する質 問への回答(第1回)」の質問No.64では「排 出者が自ら排出した廃棄物が受け入れられ 処理されたことを確認できる設備を想定」 とご回答いただいておりますが、具体的に 「何を確認することにより、確かに処理が 完了したと認識」されるのでしょうか。貴 組合のご要望を違えないため、ご教示願い ます。	
3			第8節		安定稼働	り・・」とご回答いただいておりますが、 分析項目/回数等について貴組合の想定さが、判断 れている内容を、ご教示願います。	常設分析計等で確認できない分析項しては、性能確認上不十分と監督員した場合において協議により決定と。
4			第8節	7 (4)	4季の性 能確認試 験	「入札説明書等に対する質問への回答(第1事業者回)」の質問No.71に「詳細は、実施設計に すが、 おいて協議します。」とご回答いただいて 目に対 おりますが、常設分析計使用分以外の分析 が判断項目、分析回数等について貴組合にて想定 されている内容を、ご教示願います。	常設分析計等で確認できない分析項しては、性能確認上不十分と監督員した場合において協議により決定と。
5	25	第1章	表13	5	焼却主灰 飛灰処理 物	「入札説明書等に対する質問への回答(第1事業者回)」の質問No.72に「・・詳細は、試験要	常設分析計等で確認できない分析項しては、性能確認上不十分と監督員した場合において協議により決定と。
6	38	第1章	第11節	10(1)	疑義の解釈	「入札説明書等に対する質問への回答(第1 要求水回)」の質問No.78に「基本設計図書とは契 約後速やかに提出していただく設計図書での仕様 す。」とご回答いただいておりますが、基 本設計図書に含んでおくべき内容をご教示 願います。	要項目、公害防止基準及び主要機器、平面図、立面図、建築図、プラン
7	43	第1章	第12節	8(9)1)	及び建設	「入札説明書等に対する質問への回答(第1 不可と回)」の質問No.82に「敷地内にて処理してください。」とご回答いただいておりますが、処理後は放流可能と考えて良いでしょうか。	します。
8			第12節		の記録	「入札説明書等に対する質問への回答(第1 現時点回)」の質問No.84に「・・、工事期間中に い為、監督員と協議し、決定するものとします。」とご回答いただいておりますが、撮影ルール、グレード、頻度回数等について貴組合にて想定されている内容を、ご教示願います。	詳細について想定できません。
9		第2章		2 (6) 12)		「入札説明書等に対する質問への回答(第1 鋼製建回)」の質問No.92に「要求水準書に記載のとおりとします。」とご回答いただいておりますが、「高さ1.5m以上の露出する鉄部は、・・」とあります件、13)記述の「鋼製建具」以外で床面よりH=1.5m未満の露出した鉄部は該当しないと理解して良いでしょうか。	鉄部は、原則として、SUS304同とします。
10	81	第2章	第4節	10	薬液注入 装置	「以下の薬注装置及び(中略)設けるこ 同等以と」とあり、その下に(1)清缶剤注入装 あれば置と(2)脱酸剤注入装置の記載があります。清缶剤と脱酸剤の効果を併せ持つ1液タイプの薬剤の採用は可能でしょうか。	上の能力を有することが確認可能で 協議するものとします。

■ B	要求	水準書	(設計	十・建	<u>段業務編</u> ■ 項目名)に対する質問への回答	質問内容への回答
			第4節			質問内谷 「自動希釈装置を設けること」とあります	
					装置	が、薬剤仕様として希釈が不要である場合や、希釈が禁止されている場合は自動希釈 装置は不要と考えてよろしいでしょうか。	
12	83	第2章	第4節	13 (2)	数量	「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」の質問No.100に「要求水準書に記載のとおりとします。」とご回答いただいておりますが、1炉運転時に2分割した復水器片側にタービン排気を流さない運用は、閉鎖復水器内へのドレン等の滞留、その他保管上の措置も必要になります。装置長寿命化の観点からも低負荷運転に支障のない設計とし、分割なしの1系列をご提案させていただけないでしょうか。	
13	100	第2章	第6節	6(3)2)	主要部材	回)」の質問No.107に「減温塔以降の全ての接ガス部材質においてもSUS316の5t以上とします。」とご回答いただいておりますが、オーステナイト系ステンレスは、応力腐食割れの発生を否定できず、また初期段階の発見も困難となります。従いまして、維持管理上の観点から他施設等でも使用実績が多数存在する材質を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	寸 。
14	101	第2章	第6節	7(3)	材質	「接ガス部はSUS316の5t以上とする。」とありますが、オーステナイト系ステンレスは、応力腐食割れの発生を否定できず、また初期段階の発見も困難となります。従いまして、維持管理上の観点から他施設等でも使用実績が多数存在する材質を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	
			第6節		材質	回)」の質問No.109に「要求水準書p102の「8 煙突」に記載のとおりとします。」とご回答いただいておりますが、オーステナイト系ステンレスは、応力腐食割れの発生を否定できず、また初期段階の発見も困難となります。従いまして、維持管理上の観点から部位的に応力がほとんど発生しない筒頂部ノズル以外は、他施設等でも使用実績が多数存在する材質を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	च े
16	146	第2章	第13節	1(4)6)	特記事項	する」と有ります。従いまして、必要容量は確保したうえでP.91「飛灰払落し用空気圧縮機」およびP.140「計装用空気圧縮機」を省エネの観点から集約した方が良いと考えます。空気圧縮機は2基(交互運転)に集約とすることでの提案は可能でしょうか。	ただし、実施設計段階において運転リスク 上支障があると判断された場合は不可とし ます。
17	167	第3章	第4節	4(1) 表27		貴組合職員がご使用になる管理棟更衣室に 設置する男女それぞれのロッカー等につい て、貴組合の想定されている数量およびサ イズ等を、ご教示願います。	